

小栗栖香頂『支那開宗見込』解題と翻刻(一)

陳 継東

【解題】

「支那ニ浄土真宗ヲ開キ度見込ノ件々」と『支那開宗見込』は、いずれも日本の大分県にある真宗東本願寺派（現在大谷派）妙正寺の僧侶小栗栖香頂（一八三一～一九〇五）の著作である。

「支那ニ浄土真宗ヲ開キ度見込ノ件々」は、香頂の書簡集『八洲北京書状』に収録されている。『八洲北京書状』は未刊の草稿であり、香頂の実家である大分妙正寺に所蔵されている。『普文経蔵目録』（妙正寺所蔵）に『八洲北京書状、一冊』と載せられ、木場明志著『小栗栖香頂師百回忌法要記念 教法のため 人びとのため——小栗栖香頂師の事績——』（法雲山妙正寺、二〇〇四年）の「妙正寺蔵書目録

(1) 自筆・写本」にも「八洲北京書状 一卷」と記されるのがそれである。『支那開宗見込』については、伝本に関する記載が見られない。

「支那ニ浄土真宗ヲ開キ度見込ノ件々」は、小栗栖香頂が清朝の北京に滞在中の一八七三年九月十三日に、大分に居る二人の実弟、小栗憲一と妙正寺住職を継いだ小栗栖大旨、及び弟子の観源に宛てて書いた書簡の一部に、「支那ニ浄土真宗ヲ開キ度見込ノ件々」と題して収められている。小栗憲一が同年十月二十八日に、書簡からこの部分を抜き出し、改めて『支那開宗見込』と題して真宗東本願寺派の指導者に提出した。これが、画期的な提案書として、浄土真宗東本願寺派のその後の中国布教戦略に決定的な影響を与えることとなった。^{*1}

※1 この二つテキストについては、拙著『小栗栖香頂の清末中国体験』（山喜房仏書林、二〇一六年）第二章第二節「真宗の中国布教戦略——『支那開宗見込』を参照されたい。書誌的な区別の必要がない限りにおいて、本稿では二つのテキストを『支那開宗見込』と総称する。

一八七六年八月に再度中国に派遣された小栗栖香頂は、自ら著した布教用教科書『真宗教旨』を携えて、他の同派僧侶と共に上海を拠点にして中国布教を始めた。これは、それまで中国にわたって仏法を求め、聖地を巡礼する学習姿勢を採ってきた日本の仏教者が、自派の教義を中国人に教える側に立ったことを意味し、長い日中仏教交流史のあり方を逆転させた歴史的イベントと評価することもできる。その後、第二次世界大戦の終結まで、日本仏教の各宗派は、洪水のように中国に進出し、勢力を拡張し続けた。

この歴史的な転換を実現させた中心人物が香頂であり、『支那開宗見込』こそが浄土真宗の中国布教の嚆矢であり、且つ又その後の指針ともなったものである。香頂は、一八七三年七月に妙正寺の住職を弟に譲って、単身で長崎から蒸気船に乗り、上海に向かった。上海にしぼらく滞在してから、さらに船で天津を経由して北京にたどり着き、龍泉寺という仏教大叢林に身を寄せ、ここでは、北京語を学びつつ、中国の宗教状況を観察し、広く宗教者や知識人、町中の庶民らと交遊しながら、約一年間にわたって生活した。その中で、中国仏教者と議論を繰り広げ、日中仏教の相違を体感しながら、日本仏教（浄土真宗）の中国での伝

道の可能性を見出し、明治政府の神仏判然という政策による廃仏毀釈の打撃からの活路を探り出そうとした。『支那開宗見込』は、香頂が北京に住み始めてから一か月足らずで書き出されたものである。その中で彼は、当時の清朝支配下の伝統仏教・チベット系仏教・儒教・回教の現状を記し、キリスト教の勢力拡大の前に仏教が為す術もなく停滞・衰退している在り様を嘆き、その頹勢を挽回するには中国仏教者の覚醒を促す必要がある、同時に日本仏教（浄土真宗）の中国布教も必要不可欠であるということ強く主張した。間もなく、東本願寺は香頂を「支那布教係」に任命し、中国進出のための本格的な下準備に着手させた。北京滞在中、香頂は『支那開宗見込』のほかに、『北京紀事』『北京紀遊』『北京護法論』などの書物を著している。それらには、彼の活動と思索が生き生きと記録されており、近代日中仏教交流の初期段階の様相を解明する上で大変貴重な文献となっている。

「支那ニ浄土真宗ヲ開キ度見込ノ件々」が収められている書簡集『八洲北京書状』は、妙正寺に現蔵され、表紙に「明治六年七月十七日 至明治七年八月十九日 支那遊履

大概可見 八洲北京書状」と墨書されている。半葉九行の用紙が百二十八葉、線装されている。収録されている書簡には第一号から第十三号までの番号が付けられており、第六号書簡の最後には第一号から第五号までの書簡を送った日付も記されている。それによれば、第一号は一八七三年七月二十六日、第二号は八月一日、いずれも上海から送られ、第三号は八月八日、第四号は八月十日、いずれも天津から送られ、第五号は八月二十日、北京から送られた。第六号書簡は、本文と「追記」という二つの部分からなり、本文の終わりには「已上二十二枚灯下ニ認メ了ル、皇九月十三日夜 清七月二十二日夜」とあり、「追記」の最後には「皇九月十六日 清七月二十五日 八洲 小栗憲一殿 妙正寺大旨殿 観源殿 他見ハ用捨アルヘシ」と書かれている。二十二枚とされる部分は、実際には二十三枚で、「追記」の一枚を加えると、第六号書簡は全部で二十四枚である。「追記」は、当時北京に多く存在した書簡配達業者「信局」に言及しており、第六号は九月十六日以後に、そのような「信局」に依頼して配送されたものと考えられる。ここで「皇」とあるのは、明治政府が新たに採用した西暦のことで、「清」は中国旧来の陰暦のことである。日本は

一八七三年一月一日に西暦を導入したが、中国では西暦がまだ導入されていなかったため、香頂はこの二つの暦を日常生活の中で併記せざるを得なかったのである。「追記」の最初に、香頂は自分の現住所を明記している。

書状ノ当所ハ先便申遣通り

北京前門外南横街南堂字胡同南 龍泉寺内清慈庵日本香頂

前の書簡、つまり第五号の書簡で既に住所を伝えているが、改めて書いた、と言う。龍泉寺は当時の北京城外の西南にあり、現在の地下鉄陶然亭駅に近い。清慈庵は龍泉寺からやや離れた所に在ったが、現存していない。

この「支那ニ浄土真宗ヲ開キ度見込ノ件々」の直前に、以下のような説明が有ることは、十分留意される必要がある。

以下ハ両法主ニ申シ上テ貫ヒ度キ件々ナリ、忌諱ニ触レル処ハ削ルヘシ、又建白ニセント欲セハ改メ作ルヘシ、此儘ニ上覽ニ入テハ不可ナリ、学語中文ヲ作ルニ違ナキ也

つまり、これから書く内容はそのまま二人の法主に呈示するには不適切で、特に「忌諱」（禁忌）に触れるところがあれば、それを削除し、適切に編集してほしいという注文を付けている。言い換えれば、香頂はこの内容を兄弟間の私的な意見交換の為に書いたのではなく、最初から実弟の手を借りて門主に提出することを考えていた、ということである。小栗憲一は兄の意を十分に理解し、表現から文章の構成まで調整を行い、最終的に同年十月二十八日に『支那開宗見込』として編集し直したものを、本宗の指導者に報告している。

『支那開宗見込』は、大谷大学図書館所蔵のものであるが、現在公開されている大谷大学図書館蔵書検索システムでは検索できない状態である。筆者は、同大学教授の木場明志先生からその複製品を入手し、研究に活用するよう励まされた。木場先生は小栗栖香頂をはじめ、東本願寺派（大谷派）の中国布教史に関する多くの研究成果をまとめられた、この分野の指導者的な存在であり、筆者はその学恩を深く蒙っているだけでなく、直接交流しご教導を仰ぐこともできた。この資料は、木場先生が生前に整理・公表されなかつ

たものであり、今回の翻刻が、多少なりとも学恩に報いることとなれば幸いである。

筆者の手許にある複製資料はB4サイズのもので、最初の頁にはボールペンで書かれた以下のような説明文がある。

大谷大学図書館所蔵(宗史編修所旧蔵貴重書抜い図書)
『支那開宗見込』（小栗栖香頂書柬中抜萃 小栗憲一写）
明治六年（1973年）十月

「開教」と「1973年」は、明らかな誤記で、「開宗」「1873年」とあるべき所である。この説明文を書いた者は不明であるが、同面の左頁の右上に「宗編 95 1」という三段の図書請求記号が付いていて、「宗史編修所」の所蔵であることが窺える。また、この左頁には以下のような文が見える。

明治六年
癸酉十月

大門殿下

女を纏足から解放すること、アヘン戒を設けて中国人にアヘンを吸う悪習をやめさせること、という三つが取り上げられている。特に、アヘン戒を設けるべきだという記述からは、浄土真宗の戒律を設けないという教義と伝統に対して、中国の実情に応じて柔軟に対応しなければならぬという彼の考えが読み取れる。第三の部分では、喇嘛ラマ教との連携、第四の部分では、回教とキリスト教への対応などが述べられ、最後に中国布教を実現するためには、浄土真宗内部でも改革の必要性があると訴えている。

『支那開宗見込』は真宗および日本仏教全体の進路を示した一大企画書であり、その後の日本仏教が実際に歩んだ道は、正にそこに示された方向性を辿っている。^{※2}

以下相違点は次号の『支那開宗見込』(二)の注で示す。

本資料の翻刻にあたっては、奥山光氏に多大なご助力を頂いた。奥山氏は東京大学で国語学を専攻しておられ、丁度修士論文を提出される所であったが、資料の解説に当たってその知識・能力を発揮し、翻刻の質を大幅に高めて下さった。本学同僚の橋本秀美教授、成城大学の陳力衛教授からも貴重なご助言を頂戴した。また、田中芳秀氏には、

本文の製版にご協力頂いた。末筆ながら、あわせて四氏に感謝の意を表す。なお、本研究は二〇二二年度青山学院大学国際政治経済学部附置国際研究センター研究成果発信プロジェクトの助成による研究成果の一部である。

※2 陳継東『小栗栖香頂の清末中国体験』(山喜房佛書林、二〇一六年、二〇八頁)

支那ニ浄土真宗ヲ開キ度見込ノ件々

凡例

一、漢字は原則として、現在通行の字体に統一した。例えば、

无↓無 尔↓爾 亶↓事 袄↓襖

筆画の省略も、通常の字形に改めた。例えば、

卍卍↓菩薩

本来異なる二つの文字が現在通行の字体では区別されない場合や、異なる二字が相通する場合、原則として底本の字体を保存した。例えば、

臺※台 餘※余 絲※糸 辨※弁 哥※歌 迨※迄

一、読点を新たに加えた他、適宜段落を分けて改行一字下げとした。底本に「〇」で区切りが示されている箇所は、改行一字下げとした上で「〇」を残した。

一、底本に文字の修正が見られる場合、修正後の文字のみを翻刻した。

一、底本において、補記挿入された部分は、「（）」に入れて示した。

一、底本の割書注は、小字単行とした。

一、底本に見られる右傍線及び左傍線は、底本の通りに示した。

一、欄外の書き入れは、適宜本文中に挿入し、〈小字〉で示した。

一、明らかな誤字に対しては、正しいと思われる文字を「〇〇か」としてルビで示した。

一、疑義がある場合、適宜注釈を施した。

一、書名の類は一般的な漢字表記に改め、『』に入れて示した。

我カ眼鏡ハ若目鏡ニシテ、今ヨクハ用ヲナサヌ、北京ニテ老眼鏡ノ目ニ適スルヲ求ント欲スル也、嗚乎殘年ナルコト也、大人四十三歳中風ヲ發シ、其以前ヨリ眼鏡ヲ用ヒ玉ヒシカ、予ハ中風ハ發セネトモ、遠眼ニナルトハ衰兆、口惜シキコト也、公等モ身用心第一ナリ、死シテハ護法出來ヌナリ、來年〔此地ニ〕越年カ出來ネハ、五月ニハ五臺ニ上リ、六月上海ニ返リ、天台山ニ上リ、七月ニ歸國セント欲スルナリ、下文ヲ見テ予カ進退ヲ申シ遣スヘシ、

○以下ハ兩法主ニ申シ上テ貫ヒ度キ件々ナリ、忌諱ニ觸レル処ハ削ルヘシ、又建白ニセント欲セハ改メ作ルヘシ、此儘ニ上覽ニ入テハ不可ナリ、學語中文ヲ作ルニ違ナキ也、

支那ニ淨土真宗ヲ開キ度見込ノ件々

○朝廷ノ開化ニ勞シ玉フヲ管見スルニ、支那ノ御世話ヲナサレル思召ニ相違ナキ也、法主ハ此処ニ屹度注意ナサレタキ也、既ニ開ケタル國ハ開クニ及ハヌ、開ケサル処ハ互ニ世話シテ開テヤルカ万国ノ心切ナリ、

大沽ヨリ北京迢邦里五十里ノ間、山ト云ハナキ渺々タル大野也、河水大ニ溢レテ田地モクスレナリニナリテアリ、定テ禹ノ水ヲ治メタ後ハ誰モ水ヲ治ムルモノハナキト見ヘ

タリ、コレヲ〔我〕西京ノ八幡ノ大隈、及ヒ越後ノ寺泊テラトノ新川カノ如ク、河勢ヲイクツニモ殺キ、処々ニ大隈ヲ築ハ、今ノ如ク不毛ニハナルマヒ、蒸氣ハ天津迢ナリ、天津ヨリ通州迢ハ川舟ナリ、コレモ川蒸氣ヲ利セハ、一日ニシテ北京ニ達スヘキ也、一瓶ノ凍ル天下ノ寒ヲ知ルヘシ、支那ノ迂ナルコトハ万事此通り也、コレヲ外国人ヨリ種々ニ申出ル様子ナレトモ用ヒヌ、不便利ナルヲ以テ却テ要害トスルナリ、

支那ノ人情トシテ、西洋ヲ大ニ嫌ヒ、朝鮮ト日本トヲハ愛スル也、朝鮮ニハ人ナシ、日本ヨリ忠告セネハ此頑固ハ改ラヌ也、併シ日本ヨリ政府ノ威ヲ以テ云テハ、行レヌナリ、教師ニ如ハナキ也、依テ僧徒先人シテ、コレニ〔教ニ〕易往ノ大道ト今生ノ便利トヲ以テセハ、必ス皇國ノ心切ニ感心スルニ相違ハナキ也、既ニ副島公十九條ノ条約ヲ結ヒ※2、又外國ト婚姻モ御免ニナリタル事故ニ、支那朝廷ヨリ本朝皇上下ノ御子孫ヲ養子ニ貫ント申シ出ニハ、滿州人ニハヤラヌトハ仰セラレマヒ、養子ニナリ玉ヒテモ、人心ヲ得テ置ネハ不都合ノ事モアルナリ、人心ヲ得ルハ我真宗ニ如ハナキ也、法主モ此ニ注意アリタキ也、

方今〔我〕朝廷、西洋各国ニ遊學ニ遣シ玉フハ、彼長ヲ

取シ為ナリ、深意ハ支那ニアルニ相違ナキ也、機ニ先テ事ヲナスハ、僧徒護法ノ急務ナリ、例セハ英ノ三島ニシテ、其政事ノ仕方ハ三島斗リノ政事ノ仕方ニハ非ル也、広ク宇内ノ政事ヲナス存念ト見ヘル、依テ先ツ自國ヲ開化シ、遂ニアメリカカ迫手ヲ附ケ、五印度七分通り手ヲ延セリ、是目ヲ着クル大ナルニヨル也、我朝廷ノ御政事モ大ニ英ノ開化ニ似タリ、堯舜ノ民ハ比屋可封、日本國中尽ク兵ニナリ、

尽ク学ニ入テ学者ニナラハ、外國ノ世話スルヨリ仕方ハナキナリ、併シ英ノ外國ニ手ヲツケルハ、暴威ヲ以テスルトアリ、依テ怨ヲ米及印度ヨリ受ルコト往々アル也、皇國ハ他ノ國ヲ侵奪スルニ及ハヌ、自然ニ感心シテ互ニ世話スル様ニアルカ千秋ノ長策ナリ、西洋各国ハ多ハ開ケタリ、亞弗利伽及メキシコ辺ハ未タ開ケサレトモ、其隣國ノ米英ヨリ世話スヘシ、支那ノ世話ハ日本ヨリ氣ヲ附ルカ隣國ノ好ミナリ、

支那ヲ開化セネハナラヌ件々ハ、第一ニ仏法ナリ、漢以來ノ仏法故ニ、儒仏兩道ハ自然ニ人心ニソミ附テ居ルナリ、然ニ古ハ天台・淨影・玄奘・慈（慈心）・賢首・清涼等ノ豪傑、時機ヲ見テ仏法ヲ一新スル故ニ、教法モ行レタレトモ、明末ヨリ元ニ移リ※3、方今ニ來テハ唯一不立文字ノ弊斗リ残りテ、更ニ仏法ヲ更張スルノ活眼ナキ也、

北京ニ大小百ヶ寺餘アリ、學問ヲスルハ唯龍泉寺一ヶ寺ナリ、其餘ハ尽ク不立文字ナリ、可悲ノ至ナリ、五臺山ニ六百寺アリ、娥眉山（娥心）ニ二百寺アリ普賢淨土、普渡山（渡心）ニ二百寺アリ觀音淨土、九華山ニ一百寺アリ、（四大名山、五臺山、文殊淨土、（觀心）娥眉山、普賢——、九華山地藏——、普渡山觀音——、八大寺、柏林寺、法眼寺、万壽寺、大城寺、拈花寺、臥仏寺、賢良寺、広通——、此中拈花寺ハ華嚴宗、広通寺ハ法相宗ト事ナリ、慥ナルコトハ後日申シ送ルヘシ、人ハアレトモ宗風ハナヒト云コトナリ、）其餘ニ寺ノ集タル処ハナキ也、北京ヨリ想像シ、又郷試ノ人ニ問ニ、何レモ高

※1 この一段落の前に同年八月二日以後の出来事を記す長い文章があるが、浄土真宗布教の提案と直接関係ないため省いた。本文の整理は影印資料の第二二頁の上段左から第三二頁の上段右までとなる。

※2 「日清修好条規」は全十八条からなり、一八七三年四月三〇日に天津で日本外務大臣副島種臣と李鴻章との間で批准交換が行われた。十九条とするのは、小栗栖の誤記か。

※3 「元ヨリ明末ニ移リ」の誤写か。
 ※4 文字の省略を表す縦線は、「—」で翻刻した。その本数は省略した字数に対応している。

僧ハナキ也、唯旧習ニテ葬式ノ棺ヲ一年ノ間寺ニアツケル
ト、現世ノ僥倖ヲ祈ルトノミ、僧ハ何ヲ目的トシテ念仏ス
ルカ、俗ハ腹中ニ仏法ト云ハナキ也、本朝ニモ真宗ナクハ、
支那ノ僧俗ノ如クナルヘシ、屹度一洗セネハナラヌ、現ニ
八大寺ノ魁タル柏林寺ハ、二層ノ本堂アリ、數十ノ房舎ア
レトモ、僧ハ僅ニ二十四人ナリ、本月十一日滯七月二十日上海
ノ龍華寺ノ老僧此ニ召シテ聞テ尋ルニ、此寺ハ頗ル大寺ナ
レトモ、今ハ一切経ノ板木ノ元方ニシテ、本堂ノ左右及樓
上、及左右ノ二層樓、尽ク板木斗リナリ、三千兩一兩十三
弔ト云ナリ、洋銀一元八弔ニ当ルナリニシテ藏経ヲ求メルナリ、
此中運上千百兩、紙代印工千兩、柏林寺ニ謝儀四百兩、其
餘雜用四百兩ト云ナリ、如是藏経ヲ売テ渡世スル位ナリ、
二層ノ楼上モ鳩ノ糞斗リニシテ足ノ踏ムヘキ地ナキ也、仏
像ハイカニモ殊勝ノ彫刻ナレトモ、五六十年モ掃除ハセヌ
ト見ヘタリ、コレヲ以テ支那僧ノ直打^ナハ分ル也、唯土風ト
シテ僧寺ハ存スル途ナリ、今改革セネハ耶蘇教ニナルヘシ、
徳川家鎖港以來、外国ノ事ニ暗キ故ニ、隣國ノ世話シテヤ
ラネハナラヌコト、一向氣カ付ヌ様ニナリタリ、不人情ノ
至リナリ、既ニ長毛ノ賊モ八万里外ノ仏蘭西ニタノンテ征
伐セリ、日本隣國ニアリナカラ加勢モセヌト云ハ、鎖港ノ

弊ト云ヘシ、況ヤ僧徒ハ衆生無辺ノ大道志ヲ興サハ、支那
ノ法滅ヲ傍觀スルハアルマシキコト也、

○真宗ヲ興サント欲セハ、長城以東ノ地ニ一本寺ヲ作ル
ヘシ、長城以西ハ喇嘛教大ニ繁昌シテアリ、回教モ及ハヌ、
長城以西ノ旧漢地ハ、南京ヲ以テ中央トスヘシ、南京ニ寺
ヲ作ルコト大ニ可ナルヘシ、爰ニ東西ノ御連枝一人ヲ廟主
トスヘシ、舟ノ便利モヨシ、内ニハ本願他力ノ利アリ、外
ニハ肉食妻帯ノ便アリ、大ニ學校ヲ立テ、天台以來ノ教法
ヲ講シ、日別ニ說法會ヲ開ハ、支那僧〔モ〕始ハ妬ムヘシ、
次ニハ陰ニ罵ルヘシ、後ニ一同ニ帰依スヘシ、小子飽迨支
那僧ノ真宗ニ帰スル兆アルコトヲ目撃セリ、

○先南京ヲ本寺トシテ、十八省内ニ兩〔人〕宛道心堅固
ノ僧ヲ遣リ、説教セシムヘシ、寺ヲ作ルニハ及ハヌ、フル
キ寺イク〔ツ〕モアリ、買テモ可ナリ、亦仏蘭斯僧ノ如ク
商店ヲ開クヘシ、仏蘭西僧ノ親切ナルニハ、支那人モ陰ニ
感心セリ、三年ノ間、言語ヲ学フ間ニ行狀ト云ヒ親切ト云
ヒ、皆々感心シテ仕舞ナリ、其後ハ出入共ニ説教ス、多人
一人ヲ選ハス、依テ當時彼徒ノ入ラヌ処ハ十八省内湖南ノ
ミト云ナリ、支那人ハ悋氣深キ癖アレトモ、僧ノ此辺ニ妬
氣ヲ挟マサルハ、イカニモウルサキコト也、依テ我輩急ニ

カヲ尽シ、布教ノ仕方ハ、仏蘭西ヲ手本トスヘシ、是ニ付
 テモ本廟ニ古来ヨリ異安心ト云モノアリ、彼徒ハイカニモ
 先輩ノ説ニハ戻レトモ、念仏ハ申ス也、亦正義ノ人ヨリモ
 根氣ヨキ也、是ヲ責アケテ、終身ヲ禁錮スルハツマラヌコ
 ト也、彼等ヲハ支那ニ遣シ、根氣能ク言語ヲ学ハシメハ、
 必ス念仏ヲ引起サン、不正義ノ念仏テモ、切支丹ヨリハ可
 ナルヘシ、又学寮ノ講者モ、日本斗リノ講者テハ残念ナリ、
 外国ニ遊フト、自分ノ無学ニモ氣カ附クナリ、中外ニ度テ
 恥ル処ナクハ、又学徒トスヘキナリ、依テ三十斗リ迄ニ学
 問出来ハ、三十以上ヨリ支那見物ニ出ルヘシ、長崎ヨリ航
 海スレハ、僅ニ二日ノ舟中ナリ、上海ヨリ四日ニ天津ニ至
 ルヘシ、教師ハ千辛万苦セネハナラヌ者也ト決心スヘシ、
 現ニ新法主ノ御苦勞ヨリ涙テ、祖師蓮師ノ事ヲ追思スヘシ、
 ○扱南京ニ本寺ヲ作ント欲セハ、本堂ニ弥陀ヲ安シ、左
 右ニ太神宮（太神宮ノ太ノ字ヲ、大ニ改ムルハ一往道理モアレトモ、大
 ハ大明大清ナトノトキニ用ル文字ニシテ、太宗太祖ナトノ時ニ用ル文ニ非
 ス、太神宮ハ本朝ノ御先祖故ニ太ノ字可ナリ、ト孔子トヲ安スヘ
 シ、神仏判然シテ、太神仏ニ非ストスルハ、本朝ノミノコ
 ト也、外国ニ行フトキハ、屹度本迹ヲ立ネハナラヌ、闕羽
 ヲ以テ觀音トスルコト、支那一般ノ事ナリ、又孔子処立ハ、

我浄土真宗ノ俗諦規則ニ付合スル故ニ之ヲ祭ル、大ニ支那
 ノ人心ヲ得ルナリ、次ニ祖師堂ニハ善導・法然・我祖ノ三
 祖ニテ然ルヘキ也、真実ニ我ニ菩提心アリテ至誠神人ニ徹
 セハ、必ス興隆スルニ相違ナキ也、唯ゾメキ心テ開宗スル
 ハ、無用ノ事ナリ、

○扱第一ニ説教シタキハ孔子ノ教ナリ、方今ノ北京ノ風
 俗ハ尽ク孔子ノ意ニ反スルノミナラス、郷試ニ来リシ儒者
 共ノアリサマヲ見ルニ、裸体ニテ飯ヲ食ヒ、飯臺ノ下ニ痰
 ヲハキ、大道ノ中ニ白昼ニ大便シ、人ノ前ニ手鼻ヲカミ、
 尻ヲ拭テ手ヲ洗ハス、朝一度面ヲ洗フノミ、臍以下ハ決シ
 テ洗フコトナシ、曾テ彼等ノ足ヲ視ルニ、十年モ垢ヲ落サ
 スナリ、不潔ナルコト甚シ、古ハカクハアルマヒ、夫ニ付
 テモ日本ニテ詩文ノ中ニ支那人ヲ古事ニ引テ風流ラシク吟
 スルカ、アワレナルコト也、（日本ノ支那癖アル風流人、及詩文書
 画ニ執心スル儒者ニ天津北京ノ大道糞尿ヲ示ハ、四十九年ノ非ヲ知り、サ
 トリヲ開クヘシ、）
 支那人ノアリサマヲ見レハ、日本ノウツクシキ人ノ口ニ
 言レル処テハナヒ、奴僕同様ニ致シテモヨキ也、是ハ決シ
 テ孔子ノ意テハアルマヒ、孔子モ定テ雪院手ハ洗ヘシ、孟
 子以下ハ知ラヌ事、孔子ハ聖人ト見ヘル、依テ是ヲ堂内ニ

案シテ清潔ノ法ヲ説ハ、儒風モ一変スヘシ、

先日謝月卿※ニ逢シトキ、詩ヲ示ス、

金屋華堂夜欲無、商家相接幾千衢、

若教道路麥清潔、五大洲中第一都、

〔此地ハ寺ニ非レハ糞坑ナシ、宿屋トテモ皆後ノ庭ノ中ニ処々ニ踞

シテ便スルナリ、餘ホト氣ヲ附ケヌト足ニ他ノ糞カ付ク也、夜分

ナトハ容易ニハ行レヌナリ、樓ヨリ小便ハスルコトモアリ、尤モ

樓モ皆塼ヲ布テ土間ナリ、火ノ用心ニハヨシ、身ノ為ニハ毒ナリ、

糞ヲハ四五日目ニハ一処ニ集テ山ノ如ク積テ、之ヲ乾スナリ、

雨天ニハトケテ庭一杯ニ流レルナリ、毎日晴天ナレハ、乾クナリ、

之ヲ野外ニ送リ糞糞トスル也、誠ニ野蠻也〕

月卿曰、

京都風俗壞極、弟亦不以為潔、外省到處都好、京人

不要糞、并無便室、外省屋宇、高至數丈、磚砌瓦蓋、

便室潔淨、大師只見一処、未知中国云勝地也、無怪

見笑、中国勝地、廣東・漢口・南京・長沙・荊州、

沙市、不可勝記、北京是中国最陋之処、若無主上在

此、並鬼亦不至此也、

コレヲ以テ北京風俗ノ陋ナルコト知ルヘシ、外省ハ都好

ト云ヘトモ、上海異人館ノ外、一切皆大道ニ便ス、豈勝地

アラシヤ、支那人モ内心ニハ恥シク思フ事此文ヲ以テ知ル
ヘシ、是説教ノ手始ナリ、

○第二ノ説教ハ婦人ノ足ナリ、支那人婦人ノ足ノ先キノ

小キヲ貴フナリ、予カ眼テハ片輪同様ニ見ユレトモ、生来

美トスレハ片輪モ亦愛ヌヘキ歟、此足ヲ小クスル事、殊ノ

外暴虐ナリ、三歳ヨリ靴ヲハカセテ昼夜共ニ脱セヌ也、笋

ノ板縁ノ下ヨリ穿チ出ル如ク、靴ノ中ヨリ脱シソウナ者ナ

レトモ、サスカニ人身ノ弱キヌケ出モセヌ也、併シ足ノイ

ミルニ随テ、耐カタヒト見ヘテ、小兒ハ脱キタガルナリ、

父母制シテ之ヲ脱セシメヌ故ニ、父母ヲ虎狼ノ如ク怨ミル

ト云コト也、中嶋ノハナシニ、女郎モ靴ハキナカラダカレ

テネル、定テ足ノ先ハ五指共ニクサリ付テ居ルテアラフト

云レタカ、尤ナルコト也、コレニ一ツ天然自然ノ眼ヲ開カ

セテ、天下ノ女人ノ足ヲ助ケタヒ、其父母タルモノ大ニ喜

ニ相違ハナキ也、本朝人ノ眉ヲソリ、西洋人ノ腰ヲ絞ル、

尽ク天然ヲ失フナリ、何レ支那ノ足ヲ削ルニハ至ラヌナリ、

是等モ日本ノ美人ノウツクシキ全キ足ヲ見セテ開化セハ、

暫時ノ間ニ開化セン、畢竟嫉妬ヨリ出ル弊風ナリトモ、女

人ノ姦通ハ足ハ小クテモ流行スル也、真宗ノ教ヲ真実ニ信

セハ、足ハ削ラヌトモ貞女ニナルヘシ、

○第三ハ鴉片煙ナリ、楊朗山朝ヨリ焼酒ヲノム、飲マネハナラヌト云、其故ハ十年斗リ鴉片ヲ飲ミシニ、其餘毒今ニ崇ヲナスト、此外官途ノ人ハ、尽ク鴉片ヲ飲ナリ、一商云ク、十年ノ命ハ縮メルナリ、併シ吞カ、リテハヤメラレヌナリ、ヤムレハ（崇む）崇ヲナスナリ、依テ真宗ノ門徒ハ飲ムコトハナラヌト云規則ヲ立ツヘシ、例セハ回教ノ唯猪肉ブタヲ制スル如ク、豚肉ノ消化セヌコトハ洋人モ云ヘリ、回教ハ彼糞中ニ飲食スル故ニ制スルナルヘシ、真宗ニハ鴉片ノ一戒ヲ立ツヘキコト也、鴉片ヲ飲者ハ長キ世開山上人ノ門徒タルヘカラサルモノナリ、此一戒立ハ支那人モ追々ハヤメテ数千ノ人命夭死ヲ免ルヘシ、

○政府ノ事ハ、見ニ付キ聞クニ付、間ヌルキコト斗リナリ、是ハ僧徒ニ關係セヌ故ニ論スルニ及ハヌナリ、方今郷試ト申シテ、十八省ヨリ召寄タルモノ一万六千四百人ナリ、此中ニ三年モ逗留シテ居ルアリ、幾千金ノ雑用ナリヤ、此中ニ中試ハ千人ノヨシナリ、餘ノ一万五千四百人ハ、今日

カ明日カト中ヲ待ツナリ、中ニハ文ニ迂ナルモノアリ、人ニ頼テ及第スルト云コト也、多ハ賄賂テ上進スルナリ、学寮ノ今迄ノ講者ナリノ弊ト同シト見ヘル也、李鴻章カ如キハ、広西ノ長毛ノ賊洪大全・洪秀全ノ巨魁ヲ擒ニシテ之ヲ誅シ、江南平定ニナリシ故ニ、追封三代・蔭子孫・与国同体ト、殊ノ外立身シ当今直隸ノ從督トナレトモ、滿州大臣ニ媚ネハ、立身ハナラヌト云評判モアリ、太平ノ久ク続ク処ハ、何レモ此弊ハ出来ルナリ、喇嘛寺ノ盛ナルヲ見テ、滿州人ノ勢アルヲ知ルヘシ、

（皇統綿々ハ万国無比ノ国風ナリ、此風ヲ以テ支那ヲ開化セハ、今迄ノ事ハ仕方ナシ、以後ノ支那人ハ忠義ノ風ニ変スヘシ、○本朝ニ居ルト本朝ノヨキコトニ氣カ付ス、支那ニ入レハ万事本邦ニ劣ル也、）

喇嘛僧ノ事

喇嘛ヲ初メハ羅馬ト同シコトト聞タルコトモアル也、北

※5 謝月卿 科挙試験のため、湖南省から上京してきた人物。小栗栖『北京記事』第十六号「記湖南謝重輝の説話」（陳維東『小栗栖香頂の清末中国体験 近代日中仏教交流の開端』山喜房佛書林 二〇一六年、三九一―三九二、五二七―五三一頁）を参照。

※6 中嶋 中嶋喜左衛門のこと。商売をしていた。小栗栖の天津滞在中に世話をした人物。小栗栖『北京記事』第六号「記天津逢中嶋喜左門」（陳維東『小栗栖香頂の清末中国体験 近代日中仏教交流の開端』山喜房佛書林 二〇一六年、二九三―四八〇頁）を参照。

京ニ入テ初テ仏法ナルコトヲ知ル也、北京ノ儒者モ当ニハ
 ナラス、一儒ニ喇嘛ノ事ヲ問ニ、奇怪ノ説ヲナセリ、曰ク、
 喇嘛僧ハ哈嗎蛙ハマワノコトノ多年修練シテ人身ト化シ、碧眼紫
 鬚ト変シタルナリ、仍テ千年ノ蛙精ト云ナリ、能ク天文地
 理ニ通ス、朝廷之ヲ敬スルコト神ノ如シ、北方皇上出身ノ
 地ニアリ、京ニ入ルトキハ八座ノ黃輜ホウイソニノル、従者無数ナ
 リ、之ヲ活仏トスルナリ、此僧ハ牛羊ヲ食ヒ、綢緞ヲ穿ツ也、
 其徒黃衣ヲ着クル故ニ黃衣僧ト云ナリ、彼等ノ念スル經
 ハ西方ノ仏經ニ非ス、赤身露体ノ男女ヲ塑シテ、仏祖トス
 ルナリ、皇上之ヲ信シ玉フ故ニ、興旺キョウワウスル也、(前記)興旺キョウワウ
 ハアバレマワルコト也、馬ノアハレ馬ヲ興旺ト云也、俗語也、西京
 ノ三条通りニ清楚貨殖トアリタリ、此清楚ト云ハ、算用シテ滞リナ
 ク払ヒ仕舞コト也、時々受取書附ウケトルカキニ清楚完了チヨウソウワウリヤウト書シテアリ、一錢モ
 不殘、清淨ニ楚々ト算用相済ムト云コト也、〽五壇ノ祈禱モ第一
 ニ大臣ヲ遣リ、第二ニハ皇上喇嘛ヲ引テ祈リ玉フ也、此活
 仏モ尤モ前後五百年ノ事ニ通スルナレトモ、江西ノ天師ヲ
 怕ル也、江西ノ龍虎山ニ天師アリ、乃チ道士ナリ、法術ア
 リテ、掌中雷・上天梯等ノ事ニ通ス、其徒紅衣ヲ着クル故
 ニ紅衣ト名クル也、彼喇嘛活仏ナルモノ、仏法ト道教トヲ
 滅セントセシニ、天師來テ法ヲ金殿ニ闘ス、活仏敗北シテ

其原形ヲ現ス、コレヲ以テ恐ル、ナリ、コレヨリ道士モ十
 一年一朝スルコトニナリタリ、仏法ノ僧ハ青衣ヲ付クル故ニ
 青衣ノ僧ト云、青衣ノ僧ノ修練シテ用ヒラレテ其祿ヲ奪ン
 コトヲ恐ル、ナリト云云、如是北京ニアリナカラ、儒者ナ
 トハ喇嘛ノ事ヲ知ラスナリ、

龍泉寺ノ一僧ニ聞クニ、決シテ外道ニ非ス、眞実ノ仏法
 ナリ、中国ノ仏經ヲ持ス、經文ヲ誦スルコトハ梵字ノ儘ヲ
 誦スルナリ、古特國キョクコクノ字体ナリ、唯牛羊ノ半生半熟ノ肉ヲ
 啖フナリ、國家ノ之ヲ崇敬スルコトハ、其能ク蒙古人ヲ降
 伏スル故ナリ、蒙古人尤モ喇嘛ヲ信スルナリ、喇嘛寺ノ中
 ニ梅檀寺ナルアリ、此寺ニ優填王ノ刻スル処ノ梅檀ノ仏像
 アリ、姚秦年間ニ中国ニ入ル、宇内無双ナリ、一見シ玉ヘ
 ト云云、(嵯峨ノ清涼寺ノ像ト同シコト也、何レカ是ナルヲ知ラス、)
 本月十一日七月二十日柏林寺ヨリ雍和宮ユンホウインニ入ル、喇嘛寺
 ナリ、頗ル大寺ナリ、仏寺ノ八大ニ勝ルコト遠シ、一喇嘛
 引道シテ最後ノ仏堂ニ入ル、阿弥陀仏ノ立像七丈二尺ト云
 ナリ、南都ノ大仏ヨリハ高キ様ニ見ヘルナリ、木像ナリ、
 美ヲ尽セリ、三層樓アリ、四階ヲヘテ最上ニ上ルニ仏面前
 ニ至ル也、※樓上ニ無量ノ仏アリ、中ニ五臺ヲ作り、文殊
 ノ像アリ、宛トシテ生ルコトシ、頗ル靈作ナリ、予画ニ劣

ナル故ニ図スルコト不能ナリ、此外ニ仏堂僧房大門小門彫シキコト也、肉食スルト見ヘテ顔色光沢アリ、不立文字ノ僧ニ似サル也、柏林寺ノ僧云ク、此寺ニ一千二百人ノ僧アリ、毎日十点餘ニ說法アリ、說法僧ハ西藏ヨリ請待シ来ルナリ、毎日ノ飯代式十兩ヲ費ス也、皆皇上ヨリ賄ヒ玉フナリ、經文ハ西藏ノ梵文ナリ、天竺ノ東シ、中国ノ西ニ当ル、

滿州ヨリ八千里アリ、經文ニ滿州字アリ、西藏字アリ、彼カ講説ハ西藏経ナリ、**ありあち** ※コレ西藏ノ梵字ナリ、満字ト同シカラサルナリ云云、コレヲ以テ喇嘛ノ事知ルヘシ、

方今千二百人ノ僧ヲ養テ說法セシムルコト、字内ニ希ナルコト也、清朝ノ因循ナカラ運ノヨキハ全ク此故ニヨルヘシ、此僧ノ中ニハ定テ学者アルヘシ、〔予モ〕一往禪寺ノ語学成ハ、彼寺ニ入テ天竺ノ事ヲキ、タキ也、彼已ニ念仏ス、彼已ニ肉食ス、一転セハ真宗ニ入ルヘシ、支那僧モ陰ニハ之ヲ拒メトモ、朝廷ノ用ユル処ナレハ、敬從セサルコトハナラヌ也、是我真宗ノ開ケル兆ナルヘシ、滿州ノ經文ノ一

片ヲ送ル、イカニモ西藏文字トハ異ナルナリ、見ルヘシ、

○実ニ東西合議ノ上、注意スヘキハ支那ナリ、南京ニ本寺ヲ立ント欲セハ、先北京ニ入り、政府ノ向背ヲ諳シ、十八省ノ地理人情ヲ照シテ、而後二可ナルヘシ、

回々教ノ事

天津北京ヨリ、盛京蒙古前後蔵ニハ喇嘛モ行ルレトモ、勢ノヨキハ回々ナリ、喇嘛ハ朝威ノ仮ル、回々ハ人心ヲ結フナリ、『瀛環志略』ニアル如ク、教ニ入ラサル処ヲハ戰伐シテ奪フナリ、雲南貴州陝西甘肅等ノ諸省十八年ノ間ノ大乱ハ、回徒ノ乱ヲナスナリ、此回ニモ幾派モアルト見ヘテ、乱ヲナスモノヲ花帽回ト名ク、此外ニ冲回アリ、猖回アリ、古回アリト云コト也、此教旨ノ事ハ、後日又申送ルヘシ、

僧徒ノ悪口ニ、回徒ノ寺中ニ中間ニ一大幔アリ、此内ニ一大驢馬ヲ塑ス、蓋シ陽的ナリ、其下ニ、一女人ヲ塑ス、

※7 古特国 唐古特、タングート、西夏国のことである。

※8 底本に阿弥陀堂の建築の図形が描かれている。最上層に「仏面」、中層に「仏胸」、最下層に「仏腰下」とも書かれている(二八頁上段画像参照)。

※9 三つの梵字が入るが判読し難いため、原文の画像を貼付した。

其女人驢馬ト相交ルナリ云云、コレハ見タコトカナヒ故ニ、浮説ヲ唱ヘルト見ヘル、人馬相交ルコトハ前ノ蛙精ト同シク虚説ナレトモ、是ハ回々ノ瑪合米德^{※10}ノ所立ナルコト諸書ニ顯然タリ、偶像ヲ立ヌ故ニ此説アル也、予思ニ切支丹ノ中ノ耶蘇教ハ此回々ヨリ一転シタルモノナリ、天主ノ第二戒全ク回々ニ依ルト見ヘタリ、何分天竺ノ事^{※11}天外道ヨリ一転シタル洋教回教ナレトモ、仏教ニ違反シテ、般若ノ智ヲ欠ク故ニ流転ノ因トナルコト、哀ムヘシ、此邪ノ盛ナルヲ見テ救フノ心ナキハ、大道心有情ト云ヘカラサルナリ、耶蘇教ノ盛ナルコトハ、上海以來ノコト故ニ、弁スルニ及ハヌ、

○支那開宗ニ付テ、第一ノ目的ニ支那ノ言語ヲ一変シテ、本朝ノ語ニ改ムヘキコト也、支那モ朝廷上テハ滿州語ヲ交ヘルナリ、門ノ額モ小錢ノ字モ、滿州字ヲ交ヘテアルナリ、コレラナケレハ、滿州人カ分ラヌナリ、滿州ノ田舎語サヘ通用スルニ、本朝ノ體ナル神代以來ノ言語通行スルニ相違ナシ、予支那ノ言語ヲ学フニ、「口ニ」戻リテ云レヌコト多シ、平桓莊釐惠襄頌。匡定簡靈景悼侔^{※12}。ノ二句ヲ、
 ピン ホワン ツワン リー ホイ シヤン チン。ロワ
 ン チン チェン リン チン タウ ムートヨムナリ、

其〔外〕シユワン宣。ホワン皇。イワン元。アラ鑿。チヤラ鑿等ノヨミニクキ文極テ多シ、支那人ノ口ヲユカメタリ、目ヲ引ハリタリ、手様ヲシタリシテ言フハ、文字ノヨミニクキニヨル也、

本朝ノ言ハ穩ニシテ静ニ用ヲ辨スルコト、字内ニ並フナキ也、別シテ哥ノ手仁葉ニハ、ツ、キト云コトアリテ、言ノ連続スルコト、実ニ天然自然ニ出ル也、此言ニ一変シタキコト也、之ヲ一変スルニハ所謂魚ヲ得ルノ筈カ入用ナリ、先一往支那語ニ通シ、神代ノ卷モ御仮名聖教モ漢文ニ改メテ、支那ノ儒者モ感心スル様ニシテ、一往彼ニヨマセ、信セサセ、而後ニ喇嘛僧ノ梵字ヲ教ヘルコトク、本居ノ『古訓古事記』モ御聖教モヨマセタキ也、夫ヨリ漸々ニ引入セハ、支那中尽ク邦語トナルヘシ、然ル時ハ再ヒ云ヒニクヒイワンチユワン等ノ言ハナクナルヘシ、支那人モ平易ニ物カ云レタナラハ、婦人ノ足ノ束縛ヲ解クコトク喜フヘシ、
 ○支那開宗ノ前ニ、学寮学風ヲ一洗イタシタキコト也、俱舍・唯識・華嚴・天台ノ学ハ暫時モ廢シテハナラヌコトハ勿論ナリ、此上ニ天文地理ト西洋学ト支那学トヲ開クヘキナリ、宗学ニ次テノ急務ハ支那学ナリ、小子ハ三年シタナラハ言語ニ通スヘシ、是ハ本邦ニテ支那ノ言語ニ通セサ

ル故ニ、無用ノ光陰ヲ学語ニテ消スルナリ、依テ此節『幼学須知』ト『詩韻合英』ト四書ト三部経ニ支那音ヲツケテ、来年成就ノ上ニ送ル故ニ、有志ニヨミ習ハセテ、三年斗リモヨマセテ置テ、支那ニ入テハ、語学斗リニシテ置カハ、大ニ力ヲ省クヘシ、又外ニ支那俗語ヲ集テ、二三千言斗リ、和訓ト対映シテ送ル積リナリ、何卒上木シテ貫ヒタキ也、支那ハ十八省言語皆異ナリ、漢東ノ音ト北京ノ音トハ大ニ異リ、言ノツ、リモ異リ、此庵ニ四^ノ川^ノノ人郷試ニ来ルカ、庵僧ハ更ニ彼カ言ハ解ヌ也、依テ北京言ヲ本トシテ、十八省各々ニ一兩僧宛ツカワシテ、処々ノ言語ヲ学セタキコトナリ、へ北京語ハ十八省ニ通用シテ、十八省ノ言ハ其一省中ニ限ル也、支那ノ言語ヲ覚へ、漢文ヲ以テ一往御仮名聖教ヲ訳シ、

支那人ニ施スカ徳川ニ一往七十万石ヲ施スノ妙ナリ、
○衣裳ノ事モ僧徒丈ハ一定シテ置クヘシ、僧徒ノ衣裳ハ西洋ト支那ト本朝トヲ折衷スヘシ、衣ハ筒袖可ナリ、併シ西洋ハ餘リ狭ナリ、支那ハ餘リ長シ、支那ノ如ク寛ニシテ、西洋ノ如ク短クスヘキナリ、裳ハ日本ノハカマヨキ也、別

ニ考ニ及ハヌナリ、西洋テハ、スホン・マントル、支那テハ襖子・褲子ト云ナリ、何レモ上下衣裳ノ事ナリ、法主ハ白衣紫袴可ナリ、法妃ハ紫衣緋袴可ナリ、法衣ノ事ヲ袍子ト云ナリ、是ハ日本ノ直綴并ニ裳附ニ〔袈裟ハ〕五条七条可也、支那ノ法衣ハ不可ナリ、支那僧ハ絹衣ヲ一切用ヒヌ故ニ、末代ノ人望ヲ失フナリ、本朝ノ金襴ヲ見セハ、定テ警愕スヘシ、満州人ノ寺ヲ作ルコトク、初ハ人ヲ驚ス事可ナリ、

○帽子ハ禅宗ノ帽子ハ不可也、烏ノオトシノコトキ也、道士ノ冠頗ル風韻アリ、コレニ四面ニ金絲ノ房ヲ垂ハ、尤モ可ナルヘシ、北京ハ尤モ寒地故ニ、旧曆七月以後ハ帽子入用ナリ、
○婚礼ノ式モ、開山ノ前ニ往約ヲ結セルコト肝要ナリ、憲一ニ兼テ申合メル如シ、
○法事ノ音楽ノ事ハ、御所ノ伶人ノ旧音楽可ナルヘシ、喇麻寺ニハ定テ音楽アラン、後日申シ送ルヘシ、
○葬式ハ支那ハ聖人風ニテ餘程手厚キコト也、日本人ノ

瑪合米徳 イスラム教の創始者のムハンマドのことである。中国語訳では穆罕默徳となっている。
※11 天主ノ第二戒 モーセの十戒の第二戒「故、天主の聖名をみだりに呼ぶなかれ」を指す。
※12 『幼学須知』にある周王の名。小栗栖はそれを教科書として、楊朗山という寺塾の先生のもとで中国語の発音を学習した。

及ハヌコト也、『礼記』ノ通りニハセネトモ、哭泣ノ事モ、カリモカリノコトモ、寺賽詣ノ事モ、日本人ノ薄情トハ大ニ異ナリ、依テ正覺ノ花ヨリ化生シテ、衆生ノ願樂満足ステハ、支那ノ人情ニハ合セヌナリ、無常ノ人情ヨリ、葬式ヲクミ立テ、『礼記』等ヨリ折衷シタキコト也、此外万般ノコトハ、東西兩法主ノ斟酌ヲ希フヘシ、(此地ニ城隍廟ト申シテ、京中ノ死人ノ魂ヲ送ル処アリ、七月十五日ノ盆灯籠ニ大ナル舟ヲ作テ献ス、一切之ヲヤリ賑々シキコトナリ、道士ノ寺ニテ頗ル奇觀ナリ、閻王等尽ク安置スル、道士ノ事モ後日申シ遣スヘシ、種々ノ教法更ニ取締ナキ也、)

○コレニ付テ、法主イヨク、支那開宗ニ決心セハ、東西兩連枝ヲ明年五月〔述〕ニ北京ニ御苦勞ヲ願ヒタキ也、五年モ遊学ナサレタラハ、言語ハ勿論詩文ニ通シ玉フニ相違ナキ也、然ハ小子モ御待申上ケ、随從シテ開宗ノ御手伝ヲ申シ上クヘシ、西連ノ御供〔ハ〕連城可ナリ、東連ノ御供ハ觀源（観音）可ナリ、金子ハ一人ニテモ三十元、二人ニテモ五十元ニハ及ハヌナリ、五人以上ニナレハ大ニ安直ナル工夫アリ、(衣類ト玩具ト書物トヲ求めネハ、飯代東脩酒炭等二十二三元ニテ、一月清楚ス、来年五月迄ニハ帰り、雑用ヲ送ルヘシ、洋金百元可ナルヘシ、昨日衣裳鞋鞵帽子一切之ヲ求めタリ、龍泉寺ニ托ス

ル也、洋銀十三元餘ナリ、北京諸色ノ高キニハ驚クナリ、蚊帳持参シテ仕合セリ、連枝御出ナラハ、何モカモ持参シ玉フコトヲ要ス、)

明年五月迄ニハイカヨフニモシテ開宗ノ根本ヲ立ツヘシ、若此ニ注目シ玉ハスンハ、致シ方ハナキ也、予ハ当年中儒仏ヲ学ヒ、来年ハ喇嘛ニ入り、五月ニ五臺山ニ上リ、六月ニ上海ニ帰り、寧波ヨリ天台山ニ上リ、七月上旬ニ帰国スヘシ、此事ヲ兩法主ニ直々ニ言上シテ貰ヒタキ也、

○支那ノ名物尽ク北京ニ集ル、珠玉ヲ始メ書画類ハ無量ナリ、書物モ買度キ者斗リ也、法主ノ御望アラハ、注文ナサレンコトヲ乞ナリ、予モ来年六月迄ニハ雑用十分アルヘシ、婦舟丈ハ借財ニナルヘシ、依テ上海公館ニ申遣シ、金子ヲ切手テ送り貰ヒタキナリ、北京ニ日本公使代ニ義羅斯人アリ、其切手ヲ以テ借用シテ帰シ、併シ法主開宗ノ思召アラハ、予ハ帰ルニ及ハヌナリ、已上二十二枚灯下ニ認メ了ル、

皇九月十三日夜 清七月二十二日夜

追記

書状ノ当所ハ先便申遣通り

北京前門外南橫街南堂字胡同南 龍泉寺内清慈庵日本香頂

一 上海已來書狀五回遣スナリ

七月二十六日 上海第一号

八月一日 上海第二号 範一ニ托ス 此日出帆

八月八日 天津第三号 山西輪船ニ托ス

八月十日 天津第四号 中嶋ニ托ス 此日乗舟

八月二十日 北京第五号 天津楊横ニ托シ天津榮華棧ヨ

リ上海公館ニ送ル

已上五号ナリ、相達スルヤ否ヤ

今節合シテ第六号ナリ、伏乞神明加護之ヲ珍旨ニ送ン
コトヲ、

此地ニ信局多シ、李鉄拐斜街ト云処ニ天泰号・丞大号・

天有号・正太号等ノ伝信店アルト云コト也、十五六日ニハ

天津ノ回報ヲ得ルト云コト故ニ、此書狀ヲ托スルナリ、洋

銀二元ヲモ取ル評判ナリ、後便シ申スヘシ、其地ヨリハ唯

上海公館ニ報テ龍泉寺可然ナリ、

皇九月十六日 清七月二十五日 八洲

小栗憲一殿 妙正寺大旨殿 觀源殿 他見ハ用捨アルヘシ

※13 連城とは、赤松連城（一八四一―一九一九）のこと、西本願寺派の学僧で、明治五（一八七二）年にイギリスに留学。觀源は小栗栖香頂の弟子のこと。

明治六年七月十七日
至明治七年八月十九日
土那莊復大概可見

八洲北東書狀

全

第六号

我八月二十日 清國六月 天津楊傑ノ帰便ニ北ニ芽芝ヲ
ヲ送リ天津榮茂校ヲ上海日野公致ニ送リ品川ノ岳崎
ニ贈リ予ノ豫考ノ不知查スニ在リ予日以來楊胡山ノ如
ク漢知ク字ヲ以テ三行位ノ字ノ頗ク古ノ所ノ口ツカニ
ノ讀メテ扱ニ思ヒカ在来ノ一二枚紙ノヨク採相成ニ本
未侍前用紙ノ性質トナリ云云ノ後ノ用前伴後ノ言
語ニ其ト面倒ノ思ニテ云云ノ十二年 云云ノハノエ
直唐ノ西来面壁大軍ノ初ノ事語ノ面ニセテ困リト
事ト云ク予去年ノ書ヲ少クハ在リト云フ

上海ニハル
上海酒ノ腐
酒ノ是レ此地
ニ上海ノ赤文
ノ時。然酒
多クモ強酒
ノ飲。朝陽ノ
色ニ宛延ヨリ
智リトモ也
アリト云フ
方ニハハ格
爾レチ若ク。○此茶。茶大粒。多レ日本ノ酒在入。予予人無茶。茶。又ノ
経談事ヲ云云。切人ノイハレ可

楊胡山ト申ス殊ノ外ノ酒母ナリ朝々焼酒ヲテム
ナリ此此地ニ酒トナリ。四氏推テ焼酒ヲノル。尤
示ヤ。上海ノ米酒モ之レ飲ム人モ少ク也。胡山早朝日
一樽内方分。蘇方分。燒酒一瓶ノ案。到レ。壹ノ昔
ヲ。教ニテ。予。金ヲカモ。云。困ハ。了。夜分。俗語
ヲ。云。大粒。金ナリ。利。益。了。或。身ノ。貧。乏。一。或
壹。子。ノ。母。月。謝。ヲ。云。一。悲。或。一。俸。表。ノ。キ。キ
此。或。芝。床。ノ。是。レ。イ。フ。許。リ。或。見。物。ニ。注。シ。イ。フ。勸
或。翰。内。卸。等。ノ。管。レ。リ。勸。凡。方。社。等。ノ。為。ニ。ナ
ル。云。云。格

好西才町焼
附ト向レ

シカ。色。ノ。物。ヲ。考。テ。云。ハ。レ。情。ニ。了。了。一。月。束
借。月。謝。金。三。枚。ト。云。フ。ハ。最。早。四。元。ニ。是。レ
外。内。肉。等。ノ。三。枚。俸。金。ノ。不。足。可。知
云。時。ハ。服。ツ。云。云。門。内。ニ。大。齋。ヲ。食。レ
以。僕。ト。申。論。ス。リ。其。便。申。ス。面。レ。陸。親。巴。上。英。生。ノ
ヲ。キ。レ。ハ。人。物。ノ。字。年。二十。或。村。屋。六。九

房中作

朝未燒酒幾回傾瓶向來情何日呈管仲不
嘆所老面茶竹葉究做老生

ノ説ニ依ルニ
昔昔天ノ托ヲ
之ヲ野外ニテ觀
之ニ誠明也

陸ニ依ルニ若キ者上ニ在ルニ是也
ト云フニ凡ソノ外者ノ都分トシテ上
ノ内ニテ是也云々
ト云フニ凡ソノ外者ノ都分トシテ上
ノ内ニテ是也云々
ト云フニ凡ソノ外者ノ都分トシテ上
ノ内ニテ是也云々

ト云フニ凡ソノ外者ノ都分トシテ上
ノ内ニテ是也云々
ト云フニ凡ソノ外者ノ都分トシテ上
ノ内ニテ是也云々
ト云フニ凡ソノ外者ノ都分トシテ上
ノ内ニテ是也云々

河内代々ノ華夷ノ境ノ了
ト云フニ凡ソノ外者ノ都分トシテ上
ノ内ニテ是也云々
ト云フニ凡ソノ外者ノ都分トシテ上
ノ内ニテ是也云々

ト云フニ凡ソノ外者ノ都分トシテ上
ノ内ニテ是也云々
ト云フニ凡ソノ外者ノ都分トシテ上
ノ内ニテ是也云々
ト云フニ凡ソノ外者ノ都分トシテ上
ノ内ニテ是也云々



